



東京圏から函館市への移住で

移住支援金を

最大 **100万円** +

支給します！

18歳未満の
お子様1人につき
100万円を加算

 世帯で移住 **100万円**

 単身で移住 **60万円**



申請には所定の要件を満たしていることが必要です。
主な要件は裏面をご覧ください。

詳細は函館市ホームページよりご確認ください。

函館市 移住支援金

検索

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020043000070/>



お問い合わせ

函館市企画部移住・人口減担当

住所 函館市東雲町4番13号（市役所本庁舎6階）

電話 0138-21-3680（直通）

移住支援金対象者の主な要件について

要件1 移住元に関する要件

下記の(1)、(2)の**いずれにも**該当する必要があります。

- (1) 移住（住民票を移す）直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住または東京圏※に在住し、東京23区内へ通勤していた方
- (2) 移住（住民票を移す）直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏※に在住し、東京23区内へ通勤していた方

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
(一部該当しない地域がありますので詳細はホームページをご覧ください)

要件2 移住先（函館市）に関する要件

下記の(1)～(3)の**いずれにも**該当する必要があります。

- (1) 令和7年4月1日以降に函館に転入した方
- (2) 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内である方
- (3) 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して函館市に居住する意思のある方

要件3 就業等に関する要件

下記の(1)～(5)の**いずれかに**該当する必要があります。

(1) 就業

北海道が開設するマッチングサイトの移住支援金対象求人の掲載企業へ就業した方

(2) 就業（専門人材）

北海道が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方

(3) 起業

北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けた方

(4) テレワーク

- ・ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、函館市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方
- ・ 原則、恒常的に通勤することなく、函館市において週20時間以上テレワークにより勤務する方（勤務日数の1/5を超えて東京（所属先企業等）へ行く場合や、所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を受けている場合は対象外）

(5) 関係人口

下記の①～③の**いずれかに**該当する方で、

①および②に該当する方については、ア、イまたはウの**いずれかに**該当すること。

- ① 函館市に在住歴がある、または函館市内の高校等へ通学歴がある方
- ② 「函館市お試し移住事業」を利用したことがある方
- ③ 函館市奨学金返還支援事業における交付対象者の認定を受けている方

ア 函館市が開設する就職マッチングサイト「函館しごとネット」でマッチングのうえ、移住支援金対象求人の掲載企業へ就業し、5年以上継続して勤務する意思を有している

イ 函館市内で農林水産業に就業している

ウ 函館市内で起業し、雇用保険の被保険者を1名以上雇っている

